

令和5年10月23日（月）

決算特別委員会第2分科会資料

要求資料

- 1 市町村消防団の団員数及び条例定数の改正状況並びに処遇改善対応状況
(消防総務課) P 1
- 2 島根原子力発電所に新たに入所する者や放射線業務従事者に行う教育
訓練実績 (原子力安全対策課) . . . P 3
- 3 島根原子力発電所における放射線業務従事者の線量管理状況 (被ばく
実績) (原子力安全対策課) . . . P 4

防 災 部

市町村消防団の条例定数、実員数

1. 市町村消防団の団員数等

	現況 (R5.10.1時点)			条例定数の改正状況 (H25～R5(10月1日時点))				
	条例定数	実員数	充足率	改正年度	改正前	改正後	増減率	改正理由
松江市	1,970	1,880	95.4%	R5	2,255	1,970	▲ 12.6%	①実員数の減
浜田市	850	770	90.6%	R4	1,065	850	▲ 20.2%	②実員数の減・組織再編
出雲市	1,841	1,640	89.1%	H28	1,993	1,844	▲ 7.5%	②実員数の減・組織再編
				R3	1,844	1,841	▲ 0.2%	②実員数の減・組織再編
益田市	690	591	85.7%	R2	754	690	▲ 8.5%	①実員数の減
大田市	780	780	100.0%	R5	844	780	▲ 7.6%	①実員数の減
安来市	667	615	92.2%	H27	823	776	▲ 5.7%	②実員数の減・組織再編
				R5	776	667	▲ 14.0%	①実員数の減
江津市	675	527	78.1%	-	-	-	-	-
雲南市	1,212	1,102	90.9%	R3	1,442	1,212	▲ 16.0%	②実員数の減・組織再編
奥出雲町	573	475	82.9%	H31	615	573	▲ 6.8%	②実員数の減・組織再編
飯南町	300	245	81.7%	H30	320	300	▲ 6.3%	②実員数の減・組織再編
川本町	170	153	90.0%	R5	180	170	▲ 5.6%	①実員数の減
美郷町	300	250	83.3%	-	-	-	-	-
邑南町	580	473	81.6%	-	-	-	-	-
津和野町	350	284	81.1%	-	-	-	-	-
吉賀町	300	216	72.0%	-	-	-	-	-
海士町	119	109	91.6%	H30	117	119	1.7%	③幹部団員定員の増等
西ノ島町	145	124	85.5%	R2	208	145	▲ 30.3%	②実員数の減・組織再編
知夫村	75	62	82.7%	H27	70	75	7.1%	③幹部団員定員の増等
隠岐の島町	487	458	94.0%	R4	525	487	▲ 7.2%	①実員数の減
合計	12,084	10,754	89.0%	-	-	-	-	-

2. 市町村消防団の条例定数の改正状況 (H25～R5)

- (1) 人口減少等に伴い、実情に応じて定数を減 (計6回)
- (2) 人口減少等に伴い、実情に応じて組織を再編した上で定数を減 (計8回)
- (3) 定数を増 (計2回)
 - ・幹部団員(副分団長)の定員の増により、定数を増(海士町)
 - ・入団候補者の増加見込みにより、定数を増(知夫村)

市町村消防団の処遇改善対応状況

1. 非常勤消防団員の報酬等の基準（令和3年4月13日 消防庁長官通知）

(1) 年額報酬の額

「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とする。

(2) 出動報酬の額

災害に関する出動については、1日当たり 8,000 円を標準とする。

(3) 支給方法

消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

2. 島根県内市町村の対応状況

(令和5年10月1日時点)

市町村名	年額報酬 円/年		出動報酬(災害) 円/日		直接支給 ○:実施済	
		引上げ時期		引上げ時期		実施時期
松江市	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R5年4月
浜田市	36,500	R4年4月	8,000	R4年4月	○	R3年以前
出雲市	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R4年4月
益田市	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R5年4月
大田市	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R5年4月
安来市	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R4年10月
江津市	36,500	R4年4月	8,000	R4年4月	○	R4年4月
雲南市	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	—	検討中
奥出雲町	36,500	R4年4月	8,000	R4年4月	○	R4年4月
飯南町	36,500	R4年4月	8,000	R5年4月	○	R5年1月
川本町	36,500	R4年4月	8,000	R4年4月	○	R4年4月
美郷町	36,500	R4年4月	8,000	R4年4月	○	R4年4月
邑南町	36,500	R4年4月	8,000	R4年4月	○	R4年4月
津和野町	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R5年7月
吉賀町	36,500	R5年4月	8,000	R5年4月	○	R5年4月
海士町	36,500	R5年4月	5,000	R6年4月に 引上げ予定	○	R5年9月
西ノ島町	36,500	R5年4月	7,000	R5年4月に 7,000円へ引 上げ	○	R4年12月
知夫村	14,500	R6年4月に 引上げ予定	5,000	R6年4月に 引上げ予定	—	R6年4月 から予定
隠岐の島町	23,400	段階的に引上 げ予定 (R4・R7・R10)	8,000	R4年4月	○	R5年1月

島根原子力発電所に新たに入所する者や放射線業務従事者を行う教育訓練実績

1. 令和4年度の入所時教育実績

分類	内容	受講人数	
		発電所員	協力会社従業員
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法に関連する法令の概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	71名	4,180名
原子炉施設の構造、性能に関すること	作業上の留意事項（作業安全に関すること） 原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		
原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要に関すること		
非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常の場合に講ずべき処置の概要		
※ 1週間以上連続して入構する中国電力（株）社員や協力会社従業員に対し、入所後1週間を目安に入所時教育を実施			

2. 令和4年度の放射線業務従事者教育実績

分類	内容	受講人数	
		発電所員	協力会社従業員
関係法令および保安規定の遵守に関すること	法令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	87名	884名
原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立入りおよび退去の手順		
放射線管理に関すること	外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序		
非常の場合に講ずべき処置に関すること	異常な事態が発生した場合における応急措置の方法		
※ 管理区域内において核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時に教育を実施			

島根原子力発電所における放射線業務従事者の線量管理状況（被ばく実績）

令和4年度実績

実効線量 (mSv)	線量別従事者数					合計 (人)	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	5以下 (人)	5を超え 15以下 (人)	15を超え 25以下 (人)	25を超え 50以下 (人)	50を 超えるもの (人)				
発電所員	490	0	0	0	0	490	2.7	0.01	0.5
協力会社従業員	2,416	0	0	0	0	2,416	126.2	0.05	3.9

※ 核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度を定める告示（原子力規制委員会告示）において、被ばく線量限度を以下のとおり規定

- (1) 1年間で50mSv（ミリシーベルト）以下
- (2) 5年間の累計で100mSv以下